# 嬉野市立塩田中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 2 月 28 日策定 令和5年4月3日改定 令和7年5月30日改定

# I いじめ防止等のための基本的な方向性

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、本校の全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に精一杯取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるような学校を確立するため、本校の「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- (I) いじめを絶対に許さない学校、学級、部活動をつくり、思いやりのある、感謝の心を大切にする生徒を 育成するとともに、生徒及び教職員の人権感覚を高め、道徳教育を充実することで生命を尊重する教 育を推進します。
- (2) 生徒と教職員が共に学び合う、支え合う学校を創造し、校内における温かな人間関係を築きます。
- (3) いじめの未然防止、早期発見に努めるため、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力の向上を図ります。
- (4) いじめ問題には適切な指導を迅速に行うとともに、保護者・地域そして関係機関との連携を深め、早期に解決を図ります。

## 2 いじめに対する基本的な考え方

いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応にあたる。

また、いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認を行っていく。

# 3 いじめの未然防止の取組

いじめの未然防止の基本は、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校 生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集 団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒たちに集団の一員としての自覚や自信が育まれることに より、互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

## (1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で 周知を図り、日頃から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対しても、全校集会、学年集会、学級 活動などで教職員が日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気 を学校全体に醸成していく。

【具体的取組内容】定例生徒指導全体会(月 | 回・長期休業前)/生徒指導部会(毎週木曜)/道 徳教育授業研究会(道徳推進教師中心)集会時の教職員の講話、生徒会からの 呼びかけ、標語やポスターの掲示

# (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの充実により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解でき、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるか判断して行動できる力など円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。さらに、性の多様性や文化的背景など、互いの違いを尊重する教育(多様性理解教育)を取り入れ、差別や偏見を未然に防ぐ人権感覚の育成にも努める。

【具体的取組内容】人権教室(I年)/職場体験活動(2年生9月)/特別支援学校との交流活動/ 地域ボランティア活動(ボランティアスクール、志田焼きの里、済昭園等)

#### (3) いじめが生まれる背景への対応

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、分かる授業づくりや一人一人を大切にした丁寧な指導を実践していくとともに、学年や学級、部活動等での人間関係を十分に把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに対処できる力をスクール・カウンセラー等と連携して育成する。

【具体的取組内容】ICT利活用等(電子黒板、タブレット)による分かる授業づくりや一人一人を大切にした丁寧な指導の実践/Q-U テスト活用と分析会(8月)/ソーシャルスキル・トレーニングや教育相談/放課後等補充学習(10月~2月:数、英)/生活アンケートや心と体のアンケートの実施/教育相談週間(5月・11月・随時)

## (4) 自己有用感や自己肯定感の育成

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて生徒が活躍でき、他の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努める。 【具体的取組内容】生徒会活動、学級係活動の充実による出番づくり(一人一役)、体育大会・合唱コンクール・修学旅行等での主体的活動

# (5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む場の設定

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を生徒会が中心となって活動し、「いじめられる側にも問題がある」、「いじめを見ているだけなら問題はない」などは、誤った考え方であることを主体的に学んでいく場を設定する。

【具体的取組内容】生徒総会(年2回)、中央委員会(月1回)、あいさつ運動等生徒会委員会の定例 活動

# (6) 教職員の指導上の留意点

教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払うよう、教訓にするべき事案があればそれを紹介したり、校内研修等で指導の在り方について研修を行ったりする。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることになる。

【具体的取組内容】校内研修会、教育相談研修会における共通理解/生徒指導、教育相談、人権 同和教育等の研修会参加/SC との打合せ・教育相談部会の定例会議

# (7)発達障害や特別な配慮を要する生徒への対応

加害・被害いずれの生徒にも発達障害など特性がみられる場合、学校外の専門機関と連携し、本人の状況に合わせた支援・指導や、学級集団への理解促進も行う。

【具体的取組内容】発達障害や多様な文化的背景への理解教育と個別配慮の充実

# 4 いじめの早期発見の取組

#### (I) 情報交換の充実による情報の共有

いじめは教職員や保護者の目に付きにくい時間や場所 (SNS 上) で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。特に、SNS 上での既読スルーや非公開グループでの陰口、動画投稿によるからかいなど、生徒自身がいじめと認識しにくいケースにも十分に留意し、こうした「からかい」や「軽い悪口」もいじめにつながる危険性があることについて、日頃から丁寧に指導を行う。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から的確に関わりを持つことが大切であり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に覚知・認知する姿勢を徹底する。また、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、アンテナを高く、広く保つことで、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、教職員同士が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有していく。さらに、保護者や地域からの情報提供がいじめの早期発見につながる場合もあるため、情報を得たときは、その内容について、教職員が迅速に共有できる体制を整える。

【具体的取組内容】学年会議、生徒指導部会(各週木曜日6限目)、生徒指導全体会(月1)

#### (2) 早期発見のための手立て

定期的に生徒及び保護者対象いじめアンケート調査や教育相談の実施、心と体のアンケート等からいじめの実態把握に取り組むとともに、日々の学活ノートによる生徒との対話や休み時間、放課後にお

ける生徒との雑談等により生徒の様子に目を配ることで、いじめを早期に発見していくこととする。

生徒や保護者が抵抗なくいじめに関して相談できるよう、保健室や教育相談、その他の相談窓口等について広く周知していく。

【具体的取組内容】生徒及び保護者対象いじめアンケート調査 年2回(6月・11月)、

【具体的取組内容】毎月の学校生活アンケート調査、心と体のアンケート調査、

教育相談の実施、学活ノートの活用、臨場指導の徹底、

教育相談だよりの発行による周知

# 5 いじめ事案への対応

(1) いじめの覚知から認知への対応

「いじめではないか」という事案を発見・通報を受けた場合の対応は次のとおりとする。

- ① 校内いじめ防止対策委員会(以下「校内委員会」という。)を招集(管理職、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学級担任)し、当該生徒や関係者から事実確認等を行う。
- ② 校内委員会においていじめが疑われると察知した(覚知)場合には、市教育委員会に第1報(覚知報告)を行う。
- ③ 校内委員会においていじめであると確認された(認知)場合は、被害生徒を守り通すとともに、加 害生徒には人格の成長を旨として教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。また、被害生徒の 保護者への支援及び加害生徒の保護者への助言等も速やかに、継続的に行う。
- ④ いじめの認知に伴う対応状況について第2報(認知報告)を市教育委員会に行う。
- ⑤ 本校教職員以外の委員(以下「外部委員」という。)を含めたいじめ防止対策委員会(以下「対策委員会」という。)に、認知に至った経緯について報告する。学校におけるいじめ防止対策の充実に関することについて審議する。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものがあると認める場合は、鹿島警察署と連携して対処するとともに、適切な援助を求める。
- ⑥ 対策委員会における協議内容、今後の対応・対策内容について、市教育委員会に報告する。

## (2) 被害生徒及び保護者への対応

- ・いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。生徒の個人情報やプライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。当該生徒や保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安の解消に努める。
- ・当該生徒にとって信頼できる友人や教職員等と連携し、生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・当該生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような環境を確保する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

#### (3) 加害生徒及び保護者への対応

- ・いじめた生徒から事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合は複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、以後、謝罪等の対応に対する保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な支援を行う。
- ・当該生徒へは、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自

らの行為の責任を自覚させる。

・ 当該生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

## (4) いじめが起きた集団への対応

- ・いじめを見ていた生徒へも自分の問題として捉えさせる。
- ・ 誰かに知らせる勇気を持つことや、いじめに同調していた生徒には、いじめに加担する行為であること を理解させる。
- ・ 学級や学年全体で話し合う場を設け、いじめは許されない行為であり、根絶しようという態度を育成 する。
- ・全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを 進めていく。

#### 6 ネットいじめへの対応

近年はSNS上での悪質な誹謗中傷や、生成AIを用いた画像・文章によるなりすまし・偽情報の拡散など新たなネットリスクが増加している。これらに対応するため、情報モラル教育を充実させ、生徒の情報発信者としての責任や受け手としての判断力を養う。また、教職員向けにも新たなネットいじめの手口やAIを用いた誹謗中傷等のリスクに関する研修を実施する。

また、警察や専門的な機関によるネット被害防止等の講演等をPTAと連携しながら実施し、保護者の理解が深まるよう努める。さらに、学校ネットパトロールを活用し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

# 7 重大事態への対応

法第28条第1項第1号及び第2号には、重大事態を次のように説明している。

- I いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して 判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安にしている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

学校は前記のような重大事態と思われる案件が発生した場合には、

- ① 直ちに、市教育委員会に第1報(覚知報告)を行う。
- ② 校内いじめ防止対策委員会(以下「校内委員会」という。)を招集(管理職、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学級担任)し、当該生徒や関係者から事実確認等を行う。
- ③ 委員会は、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には人格の成長を旨として教育的配慮のもと毅然 とした態度で指導する。また、被害生徒の保護者への支援及び加害生徒の保護者への助言等も速やか に、継続的に行う。
- ④ いじめの認知に伴う対応状況について第2報(認知報告)を市教育委員会に行う。
- ⑤ 本校教職員以外の委員(以下「外部委員」という。)を含めたいじめ防止対策委員会(以下「対策委員会」という。)を招集し、いじめに至った経緯を報告するとともに、事実関係を明確にして学校におけるいじめ防止対策の充実に関することについて審議する。
- ⑥ 市の『いじめ問題等発生防止支援委員』における協議内容、今後の対応・対策内容について、市教育委員会、西部教育事務所、県教育委員会学校教育課に報告する。
- ⑦ さらに、当該重大事態の性質に応じては嬉野市の『いじめ問題等発生防止支援委員会』を要請し、 関係機関の協力を得ながら、被害及び加害生徒保護者への情報(伝達)共有を含め、迅速ないじめの 解消に当たるとともに、再発防止に向けた取組はもちろんのこと、改めて生徒が安心して教育を受けら れるための学校再建に着手する。
- ⑧ 被害、加害の関係のあった生徒が深く傷つき、また、他の生徒や保護者や地域に不安や動揺が広がる場合がある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

#### 8 職員研修

- (1) 生徒一人一人との信頼関係を深め、生徒が自分の居場所を感じ、充足感を得られるような学級づく りのための研修の場を確保する。その際、QUテスト等を活用し実態把握を行うとともに、その情報を交 換しながらより良い学級経営についての理解を深める。
- (2) 生徒に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わえるよう校内研修、授業研究に取り組むことで、わかる授業の実践に努める。
- (3) 定期に学級の状況や気になる子の情報収集のための部会等を実施し、実態を把握すると共に、学級担任と部活動顧問との情報交換が密に図られる体制づくりを行う。
- (4)「いじめ防止対策推進法」や国、県・市「いじめの防止等のための基本方針」、そして、本校基本方針に 則り、いじめ実態把握のためのアンケート調査結果を踏まえた研修会(8月~9月)や部会(生徒指導全体会等)を実施する。また、教職員の異動等によって教職員間の共通認識が形骸化してしまわないために、年間計画に位置づけた校内研修を行う。

# 9 取組体制の点検及び評価について

いじめの未然防止、早期発見に係わり、下記の項目について点検を行う。

- ◆ 日常の生徒の観察やいじめにつながる実態の早期発見に努めてきているか
- ◆ 生徒の変化や変容、気になる生徒の現状などについて教職員で情報交換できているか
- ◆ 学級担任と部活動顧問との情報交換ができているか
- ◆ いじめ防止、発見、事実確認等について、保護者等との連携はできているか
- ◆ いじめだけでなく、気になる事案について、迅速かつ的確な対応ができているか。

# ※ 上記の点検は、次のような機会で行うものとする。

- ・アンケート・通報等で情報が寄せられ、事実確認後全体で共有する必要がある場合
- ・毎週、定例の教育相談部会、生徒指導部会、及び、職員朝会における情報交換会
- ・毎月、定例の企画委員会や職員会議における生徒指導上の情報交換会
- ・毎月、定例の生徒指導全体会での情報交換会
- ・学級経営やいじめ防止等生徒指導上に関する研修会

以上の点検項目の結果を踏まえ、上記の「I いじめ防止等のための基本的な方向性」のいじめ防止のための基本的な姿勢の4項目に照らして、年度末の学校評価を行い次年度に向けた新たな取り組みの方向性を打ち出す。

なお、日頃より下記の点検項目による様子を把握する。気になるチェックがある場合は、教職員全体や保護者とも情報を共有・確認するとともに、必要に応じ記録を細やかにとるようにする。

## ※いじめの未然防止・早期発見のチェックリスト

I 登校時から始業時までの観察ポイント					
□ 他の生徒よりも早く登校したり、遅く登校したりする。					
□ いつも一人で登下校するか、友達と登校しているが表情が暗い。					
□ 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。					
□ 元気がなく、顔色がすぐれない日が続いている。					
□ 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。					
2 授業・学級活動等の時間の観察ポイント					
□ 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。					
□ 体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。					
□ 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。					
□ うつむきかげんで発言しなくなる。					
□ 指名されると、他の生徒がニヤニヤする。					
□ 教職員が誉めると、周りの子があざけ笑ったり、しらけたりする。					
□ 何人かの視線が集中したり、目配せしたりなどのやりとりがある。					

	発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
	学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。
	配布したプリントなどが渡っていない。
	グループ活動の際、一人だけ外れている。
	ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。
	特定の生徒の持ち物に触れることを嫌がる生徒がいる。
	教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。
	作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。
3 t	木み時間の観察ポイント
	仲のよかったグループから外れ、教室や図書室等で一人ポツンとしている。
	一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。
	用がないのに保健室や図書室で過ごすことが多い。
	教職員にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
	保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。
	友達と過ごしているが表情は暗く、おどおどした様子でついて行く。
	遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
	遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。
	遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。
	周りの友達に異常なほど気遣いをしている。
	そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
4 7	F校時の観察ポイント
	下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
	玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
	いつも友達の荷物を持たされている。
	靴や傘等がなくなる。
5 <i>द</i>	その他
	昼食(給食)時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。
	給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。
	掃除時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。
	掃除時間、他の生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。
	部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出す。
	集団活動や学校行事に参加することを渋る。
	理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。
	日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。
	参考:「教育現場における安全管理の手引き」〜佐賀県教育委員会〜から参照